

新型コロナウイルス感染症対策に係る 営業時間短縮要請

要請内容

県内全域で午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業（午後7時以降の酒類の提供）を行わないよう要請します。

要請期間 令和3年1月20日(水)～2月7日(日)

対象地域 県内全域

対象施設 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている
飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの)

【対象施設の具体例】

居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、
ライブハウス、カラオケボックス等

※宅配・テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイートイン
スペース、自動販売機コーナー、飲食スペースを有さないキッチン
カーは対象外です。

時短要請協力金

上記要請期間の全期間(1月20日～2月7日)で営業時間の
短縮に協力いただいた店舗を対象に、1店舗あたり76万円を
支給します。

※以下の店舗は協力金の支給対象外です。

- ・従来の営業時間が午後8時までの店舗
- ・今回の要請前に既に廃業、休業している店舗

◎申請方法や申請受付期間など詳細については、1月下旬を
目途に県ホームページへ掲載予定です。

相談窓口

電話:095-895-2618

受付時間：9時00分～17時45分
土日祝日含む ※1月17日開設